

学校法人 日章学園

日章学園中学校 いじめ防止基本方針

日章学園中学校 いじめ撲滅スローガン

身につけよう、



優しい心と気づける目

学校法人 日章学園
日章学園中学校

日章学園中学校 いじめ防止基本方針

日章学園中学校

～はじめに～

学校教育において、「いじめ問題」は生徒指導上の喫緊の課題となっています。また、近年の急速な情報技術の進展により、インターネットへの動画サイトの投稿など、新たないじめ問題が生じるなど、いじめはますます複雑化、潜在化する状況にあります。

今、改めて、全ての教職員がいじめという行為やいじめ問題に取り組む基本的な姿勢について共通理解し、組織的に対応することが求められています。

こうした状況の中で、平成25年6月に「いじめ防止対策推進法」が公布され、平成26年2月に、「宮崎県いじめ防止基本方針」が策定されたことを受け、本校におけるいじめの防止等のための対策に関する「日章学園中学校いじめ防止基本方針」を定めるものです。

令和2年4月1日には、策定から5年目を経て改訂版を作成しています。

～目次～

いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項 ··· P 1 ~

- 1 いじめの定義
- 2 いじめの防止等に関する基本的な考え方
 - (1) いじめの防止
 - (2) いじめの早期発見
 - (3) いじめに対する措置
 - (4) いじめに対する指導終了後
 - (5) ネット上のいじめへの対応

いじめの防止等のための対策の内容に関する事項 ··· ··· ··· P 2 ~

- 1 いじめ防止等のための組織
- 2 いじめ防止等に関する取り組み
 - (1) いじめ防止に関する取り組み
 - (2) いじめの早期発見
 - (3) いじめに対する措置
 - (4) いじめに対する指導終了後
 - (5) ネット上のいじめへの対応
- 3 重大事態への対処

その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項 ··· ··· ··· P 4 ~

- 1 基本方針の点検と必要に応じた見直し

資料①～⑤ ··· ··· ··· ··· ··· ··· ··· ··· P 5 ~

- ① 学校いじめ防止プログラム
- ② 学校におけるいじめ防止等のための職務別ポイント
- ③ いじめられた生徒・いじめた生徒に見られるサイン
- ④ 教室や家庭でのサイン
- ⑤ いじめに対する措置

参考資料1～2 ··· ··· ··· ··· ··· ··· ··· ··· P 12 ~

- 1 校内生活改善アンケート
- 2 いじめられた生徒とその保護者への支援 いじめた生徒への指導又はその保護者への支援
いじめが起きた集団への働きかけ

いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

1 いじめの定義

児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

（いじめ防止対策推進法第2条）

2 いじめの防止等に関する基本的考え方

- いじめは決して許されない行為であることについて、生徒や保護者への周知に努めます。
- いじめを受けている生徒を守ります。
- いじめはどの子でも、どの学校でも起りうることを踏まえ、いじめ問題に対して万全の体制で臨みます。
- 本校からのいじめの一掃を目指します。

(1) いじめの防止

今、社会的にも問題となっているいじめについて、いじめを起こさせないための取り組みが求められています。本校では、教育活動全体を通して取り組みますが、特に部活動等を通して、チームワークや協力といった相手の気持ちになって考えることのできる人間の育成を目指します。

(2) いじめの早期発見

いじめ問題で大切なことは、早期発見・早期対応です。私たちが情報を得る前に、水面下での動きがあるはずです。私たちがその動きに気付き、早期の対応に努めます。

※「ごく初期段階のいじめ」・「好意をもって行ったが、意図せず相手を傷つけた場合」もいじめとして認知し、早期の対応に努めます。

(3) いじめに対する措置

いじめを発見した時は、全職員が問題を軽視することなく、早期に適切な対応を図ります。まずは、いじめの被害者の心のケアを優先し指導を行います。また、クラスや部活動単位で解決するのではなく、学校全体の問題として、組織的・継続的に対応します。

(4) いじめに対する指導終了後

謝罪の会をしたとか、生活改善指導を受けたからといって、全てが解決する訳ではありません。被害生徒が受けた心の傷なども考え、中長期的に見守っていく必要があります。

(5) ネット上のいじめへの対応

掲示板等に特定の生徒の個人情報を掲載するなどの行為はいじめであり、犯罪行為であるということを理解し、正しい携帯電話の使用方法について学習します。

いじめの防止等のための対策の内容に関する事項

1 いじめの防止等のための組織

いじめの防止等を実効的に行うため、「いじめ対策委員会」を設置します。なお、月1回の定例会としていますが、早期発見・早期対応のため、いじめの初期兆候を発見した際には、職員朝礼での情報共有を行い、いじめ事案発生時は緊急に開催することとします。

<構成員>

校長、副校長、教務主任、生徒指導主任、養護教諭、関係職員 他

<活動>

- 学校いじめ防止基本方針作成・見直し
- 年間指導計画の作成
- アンケート集計、結果等の情報の整理・分析
- いじめが疑われる案件の事実確認・対応方針の決定
- 要配慮生徒への支援方針決定

2 いじめの防止等に関する措置

(1) いじめ防止に関する取り組み ※参考資料①参照

人権やいじめについて理解させ、全校集会や学級活動または、携帯安全教室等で情操教育に力を入れ、心豊かで、勉学・スポーツに励み、心身ともに調和のとれた生徒の育成を目指します。

(2) いじめの早期発見 ※参考資料②③④参照

<学校>

- ①定期的に、校内生活改善アンケートを実施し、いじめの有無等について調査します。
- ②メディアからの情報を共有して、常に全職員が危機感を持って職務を遂行できるようにします。
- ③生徒の発する具体的なサインの作成と共有

<全職員>

- ①教科担任は、授業中や教室に向かう途中の生徒の言動に注意して、いじめがある場合(いじめの疑いがあると判断した場合)、速やかに担任に連絡します。
- ②部活動顧問は、部活中の生徒の言動に注意して、いじめがある場合(いじめの疑いがあると判断した場合)、速やかに関係職員に連絡します。

<担任>

- ①小学校からの申し送り事項にいじめの被害、加害児童として明記されている場合は、特に注視します。
- ②朝の会、帰りの会や授業時間等、さらには行事等において、他の生徒とコミュニケーションの取れていない生徒を観察し、いじめの早期発見に努めます。毎朝、クラス生徒の表情を観察することは、担任の行うべき大切な役割です。
- ③保護者との連携を図り、生徒の心情を捉えて、いじめの早期発見に努めます。
- ④いじめがある場合(いじめの疑いがあると判断した場合)には、いじめの被害生徒と加害生徒、またその内容について把握し、生徒指導部へ連絡し、連携を図ります。
- ⑤欠席が3日連続した生徒については、いじめの有無に関わらず、家庭訪問を実施して、本人や家族から状況を確認します。

(3) いじめに対する措置 ※参考資料⑤⑥参照

<いじめの発見・通報を受けた場合>

- ①教職員は、その時、その場で、いじめの行為をすぐに止めさせます。
- ②いじめられた生徒や、通報した生徒の身の安全の確保を最優先とした措置をとります。
- ③いじめの事実について、生徒指導主任等（いじめ対策委員会の構成員）、及び管理職に速やかに報告します。

<情報の共有>

- ①報告を受けた生徒指導主任等（いじめ対策委員会の構成員）が、いじめを認知した場合は、いじめ対策委員会の関係職員に報告し、情報の共有化を図ります。
- ②重大事態であると判断された場合は、校長が関係機関（日章学園宮崎教育事務所・みやざき文化振興課）へ直ちに報告します。

<事実関係についての調査>

- ①速やかにいじめ対策委員会を開き、調査の方針について決定します。
- ②生徒及び教職員の聴き取りに当たっては、いじめ対策委員会の職員のほか、生徒が話をしやすいよう担当する職員を選任します。
- ③必要に応じて、生徒へのアンケート調査等を行います。

<解決に向けた指導及び支援>

- ①専門的な支援等が必要な場合には、関係機関（日章学園宮崎教育事務所・みやざき文化振興課）及び警察署等へ相談します。
- ②解決を第一に考え、保護者及びその他関係者との適時・適切な情報の共有を図ります。
- ③指導及び支援方針の変更等が必要な場合は、隨時いじめ対策委員会で決定します。
- ④事実関係が把握された時点で、いじめ対策委員会において、指導及び支援方針を決定します。
- ⑤いじめ対策委員会の委員や他の関係職員と連携して組織的な対応に努めます。

<関係機関への報告>

- ①校長は必要に応じて関係機関（日章学園宮崎教育事務所・みやざき文化振興課）への報告を速やかに行います。
- ②生命や身体財産への被害などいじめが犯罪行為であると認められる場合には所轄警察署へ通報し、警察署と連携して対応します。

<生活改善指導の実施>

- ①生活改善指導を実施します。
※生活改善指導期間中は反省日誌を記入します。（本人⇒保護者⇒部活動顧問⇒担任）
- ②授業態度、生活態度等で反省が認められた場合、生活改善指導の解除を行います。
※生活改善指導最終日には、全職員が反省日誌に目を通します。
※最後に校長が面談・指導を行い、生活改善指導の解除とします。

(4) いじめに対する指導終了後

- ①いじめの発見から、その指導後にいじめがなくなったのかを、被害生徒とその保護者または、周囲の生徒から情報を収集し判断します。
- ②いじめの被害生徒が再びいじめのターゲットとなるケースがありますので、中長期的に注視します。
- ③いじめの加害生徒が再びいじめを繰り返すケースがあるので、常に担任と生徒指導部で情報を交換し、被害者を出さないよう努めます。

④いじめの加害生徒の生活改善指導が終了しても、当該生徒の授業態度や生活態度に疑問が生じた場合には説諭指導等を行います。

(5) ネット上のいじめへの対応

- ①学校として携帯電話の持ち込み（許可制）を認めている以上は、正しい携帯電話の使用方法について学習する必要があります。
- ②文字や画像を使い、特定の生徒の誹謗中傷を不特定多数の者や掲示板等に送信する、掲示板等に特定の生徒の個人情報を掲載するなどがネットいじめであり、犯罪行為に当たります。
- ③予防としてフィルタリングなどについて、保護者への啓発を図ります。
- ④生徒と保護者を対象とした講演会などで、ネット社会についての講話を実施します。
- ⑤被害生徒からの訴えや閲覧者からの情報、不当な書き込みを発見した場合は事実関係の確認をとり、生活改善指導を実施します。
 - ※生活改善指導期間中は反省日誌を記入します。（本人⇒保護者⇒部活動顧問⇒担任）
- ⑥授業態度、生活態度等で反省が認められた場合、生活改善指導の解除を行います。
 - ※生活改善指導最終日には、全職員が反省日誌に目を通します。
 - ※最後に校長が面談・指導を行い、生活改善指導の解除とします。

3 重大事態への対処

- ①いじめ事案が次の状況にある場合には、重大事態として直ちに、校長が日章学園宮崎教育事務所に報告するとともに、日章学園が設置する重大事態調査のための組織 日章学園いじめ調査委員会に協力することとします。
 - 生徒の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがある場合
 - ・生徒が自殺を企画した場合
 - ・精神性の疾患を発症した場合
 - ・高額の金品を奪い取られた場合 など
 - 生徒が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている場合
 - ・年間の欠席が30日程度以上で状況の改善が図られない場合
 - ・連續した欠席の場合は、状況により判断する。
- ②学校は、いじめの重大事案について、事実関係等その他の必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ調査により明らかになった事実関係について、個人情報の保護に配慮しつつ、適時・適切な方法で説明します。
- ③重大事態または、そのおそれのある場合、あるいは保護者から要望等があった場合は日章学園いじめ調査委員会を開くこととします。
- ④重大事態または、そのおそれのある事態が発生し、校長が必要であると認めた場合は、第三者委員会を立ち上げることとします。また、この委員会の構成員や調査内容については、案件に応じて校長が決定することとします。

その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項

1 基本方針の点検と必要に応じた見直し

- ①学校の基本方針の策定から3年を目途として、国や県の動向等を勘案して、基本方針の見直しを検討し、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講じます。また、基本方針については、現状や課題等に応じて、普段から定期的な改善や見直しに努めます。
- ②学校の基本方針について、ホームページ上で公表します。
- ③相談窓口・・・日章学園中学校 副校長
TEL (0985) 62-5120
FAX (0985) 62-5122

◆資料① <学校いじめ防止プログラム>

※学期1回に「いじめ」に関する道徳の授業を位置づける。

月	いじめ防止対策年間計画 (□ : 職員 ○ : 生徒、保護者)	備考
4月	□学校間、学年間の情報交換 □生徒指導票等の引き継ぎ □いじめ防止対策に係る共通理解（職員研修①） ○学級開き、人間関係づくり、学級ルールづくり ○歓迎遠足を通した人間関係づくり	<職員会議> <学級活動> <学校行事> ・旧担任⇒新担任 ・担任 ・生徒会中心
5月	□学校評価委員会の実施 ○携帯安全教室の実施	<学級活動> ・副校長、1年生、担任
6月	□職員研修②の実施 ○校内生活改善アンケートの実施と分析① ○教育相談の実施① ○学級活動「学級の諸問題」 ○生徒総会の実施	<学級活動> <学級活動> <生徒会> ・生徒指導、担任 ・担任、副担任 ・全生徒
7月	○研修旅行を通した人間関係づくり ○1学期の反省と2学期の課題	<学校行事> <学級活動> ・2年職員 ・担任
8月	□学園研修講座への参加	<学園行事> ・教務部
9月	○体育大会を通した人間関係づくり ○校内生活改善アンケートの実施と分析②	<学校行事> ・全職員 ・生徒指導、担任
10月	□職員研修③の実施 ○教育相談の実施② ○文化祭を通した人間関係づくり	<学級活動> <学校行事> ・担任、副担任 ・全職員
11月	○学級活動「学級の諸問題」 ○生徒会役員選挙の実施	<学級活動> <生徒会> ・担任 ・全生徒
12月	○校内生活改善アンケートの実施と分析③ ○教育相談の実施③ ○2学期の反省と3学期の課題	<学級活動> <学級活動> ・生徒指導、担任 ・担任、副担任 ・担任
1月	□職員研修④の実施	
2月	○校内生活改善アンケートの実施と分析④ ○教育相談の実施④	<学級活動> ・生徒指導、担任 ・担任、副担任
3月	□生徒指導票等の整理 □進級する学年への引き継ぎ情報の作成 □学校評価委員会の実施 ○学級活動「1年間の反省」	<学級活動> ・担任 ・SC ・全職員
	★スクールカウンセラーへの相談（毎週、月・水） ★チャンス相談・自発相談の実施（通年）	

◆資料② <学校におけるいじめの防止等のための職務別ポイント>

(1) いじめの防止のための措置

《学級担任等》

- ・日常的にいじめの問題について触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気を学級全体に醸成する
- ・はやしたてたり見て見ぬふりをしたりする行為もいじめを肯定していることを理解させ、いじめの傍観者からいじめを抑止する仲裁者への転換を促す
- ・一人一人を大切にした分かりやすい授業づくりを進める
- ・教職員の不適切な認識や言動が、生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方には細心の注意を払う

《養護教諭》

- ・学校の教育活動の様々な場面で命の大切さを取り上げる

《生徒指導担当教員》

- ・いじめの問題について校内研修や職員会議で積極的に取り上げ、教職員間の共通理解を図る
- ・日頃から関係機関等との情報交換や連携に取り組む

《管理職》

- ・全校集会などで校長が日常的にいじめの問題について触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気を学校全体に醸成する
- ・学校の教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の充実、読書活動・体験活動などの推進等に計画的に取り組む
- ・生徒が自己有用感を高められる場面や、困難な状況を乗り越えるような体験の機会などを積極的に設けるよう教職員に働きかける
- ・いじめの問題に生徒自らが主体的に参加する取組を推進する

(2) 早期発見のための措置

《学級担任等》

- ・日頃からの生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、生徒が示す小さな変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つ
- ・休み時間・放課後の生徒との雑談や日記等を活用し、交友関係や悩みを把握する
- ・個人面談や家庭訪問の機会を活用し、教育相談を行う

《養護教諭》

- ・保健室を利用する生徒との雑談の中などで、その様子に目を配るとともに、いつもと何か違うと感じたときは、その機会を捉え悩みを聞く

《生徒指導担当教員》

- ・定期的なアンケート調査や教育相談の実施等に計画的に取り組む
- ・保健室やスクールカウンセラー等による相談室の利用、電話相談窓口について周知する

- ・休み時間や昼休みの校内巡視や放課後の校区内巡回等において、子供が生活する場の異常の有無を確認する

《管理職》

- ・生徒及びその保護者、教職員がいじめに関する相談を行うことができる体制を整備する
- ・学校における教育相談が、生徒の悩みを積極的に受け止められる体制となり、適切に機能しているか、定期的に点検する

(3) いじめに対する措置

① 情報の収集と共有

《学級担任等、養護教諭》

- ・いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止める（暴力を伴ういじめの場合は、複数の教員が直ちに現場に駆けつける）
- ・生徒や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する
- ・発見・通報を受けた場合は、速やかに関係生徒から聞き取るなどして、いじめの正確な実態把握を行う
- ・その際、他の生徒の目に触れないよう、聞き取りの場所、時間等に慎重な配慮を行う
- ・いじめた生徒が複数いる場合は、同時刻にかつ個別に聞き取りを行う

《「いじめの防止等の対策のための組織」（以下、「組織」という）》

- ・教職員、生徒、保護者その他からいじめの情報を集める
- ・その際、得られた情報は確実に記録に残す
- ・一つの事象にとらわれ過ぎず、いじめの全体像を把握する

② 指導・支援体制を組む

《「組織」》

- ・正確な実態把握に基づき、指導・支援体制を組む（学級担任等、養護教諭、生徒指導担当教員、管理職などで役割を分担）
 - いじめられた生徒や、いじめた生徒への対応
 - その保護者への対応
 - 教育委員会や関係機関等との連携の必要性の有無 等
- ・ささいな兆候であっても、いじめの疑いがある行為には、早い段階からの確に関わりを持つことが必要
- ・生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める
- ・現状を常に把握し、隨時、指導・支援体制に修正を加え、「組織」でより適切に対応する

③-A 子供への指導・支援を行う

※「組織」で決定した指導・支援体制に基づき、指導・支援を行う

《いじめられた生徒に対応する教員》

- ・いじめられた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保するとともに、いじめられた生徒に対し、徹底して守り通すことを伝え、不安を除去する
- ・いじめられた生徒にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族、地域の人等）と連携し、いじめられた生徒に寄り添い支える体制をつくる
- ・いじめられている生徒に「あなたが悪いのではない」ことをはっきりと伝えるなど、自尊感情を高めるよう留意する

《いじめた生徒に対応する教員》

- ・いじめた生徒への指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる
- ・必要に応じて、いじめた生徒を別室において指導したり、出席停止制度を活用したりして、いじめられた生徒が落ち着いて教育を受ける環境の確保を図る
- ・いじめる生徒に指導を行っても十分な効果を上げることが困難である場合は、所轄警察署等とも連携して対応する
- ・いじめた生徒が抱える問題など、いじめの背景にも目を向ける
- ・不満やストレス（交友関係や学習、進路、家庭の悩み等）があっても、いじめに向かうのではなく、運動や読書などでの的確に発散できる力を育む

《学級担任等》

- ・学級等で話し合うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を行き渡らせるようにする
- ・いじめを見ていた生徒に対しても、自分の問題として捉えさせるとともに、いじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つよう伝える
- ・はやしたてるなど同調していた生徒に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させる

《「組織」》

- ・状況に応じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、警察官経験者等の協力を得るなど、対応に困難がある場合のサポート体制を整えておく
- ・いじめが解決したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、折りに触れ必要な支援を行う
- ・指導記録等を確実に保存し、生徒の進学・進級や転学に当たって、適切に引き継ぎを行う

③-B 保護者と連携する

《学級担任を含む複数の教員》

- ・家庭訪問（加害、被害とも。また、学級担任を中心に複数人数で対応）等により、迅速に事実関係を伝えるとともに、今後の学校との連携方法について話し合う
- ・いじめられた生徒を徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝え、できる限り保護者の不安を除去する
- ・事実確認のための聞き取りやアンケート等により判明した、いじめ事案に関する情報を適切に提供する

◆資料③ <いじめられた生徒・いじめた生徒に見られるサイン>

1 いじめられている生徒のサイン

いじめられている生徒は自分から言い出せないことが多い。複数の教職員が、複数の場面で生徒を観察し、小さなサインを見逃さないことを大切にする。

場面	サイン
登校時 朝の会	遅刻・欠席が増える。その理由を明確に言わない。 教職員と視線が合わず、うつむいている。 体調不良を訴える。 身体に傷や殴られた痕がある。 表情が暗く、どこかおどおどしたりふさぎ込んだりして元気がない。 提出物を忘れたり、期限に遅れたりする。
授業中	教職員が教室に入室後、遅れて入室てくる。 保健室・トイレに頻繁に行くようになる。 教材等の忘れ物が目立つ。 机周りが散乱している。 決められた座席と異なる席に着いている。 教科書・ノートに汚れがある。 発言すると嘲笑される。 教職員や生徒の発言などに対して、突然個人名が出される。
休み時間	用事もないのに職員室や保健室の近くにいることが増える。 ふざけ合っているが表情がさえない。 衣服の汚れ等がある。 友達が急に変わったり、教職員が友達の事を聞くと嫌がったりする。 一人でぽつんとしたり、所在無くうろうろしたりする。 特定のグループと常に同一行動をとる。
清掃時間	時間に遅れてくる。 一人で清掃している。 後片付けをいつも一人でしている。
放課後 部活動	部活がない日に慌てて下校する。 部活がある日に学校に残っている。 持ち物がなくなったり、持ち物にいたずらされたりする。 一人で練習している。 一人で準備や片づけをしている。

2 いじめている生徒のサイン

いじめている生徒がいることに気が付いたら、積極的に生徒の中に入り、コミュニケーションを増やし、状況を把握する。

	サイン
	教室等に仲間同士で集まり、ひそひそ話をしたり、目配せしたりする。 ある生徒にだけ、周囲が異常に気を遣っている。 教職員が近づくと、不自然に分散したりする。 自己中心的な行動が目立ち、集団の中心的な存在の生徒がいる。

◆資料④ <教室や家庭でのサイン>

1 教室でのサイン

教室内がいじめの場所となることが多い。教職員が教室にいる時間を増やしたり、休み時間に廊下を通り注意を払ったりするなど、サインを見逃さないようにする。

サイン	
	<p>嫌なあだ名が聞こえる。 席替えなどで近くの席になることを嫌がったり、回りから離されたりしている。 何か起こると特定の生徒の名前が出る。 筆記用具等の貸し借りが多い。 壁等にいたずら、落書きがある。 机や椅子、教材等が乱雑になっている。</p>

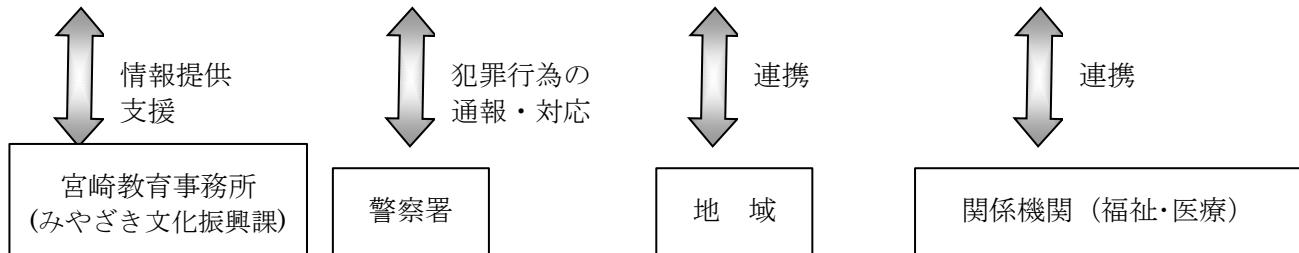
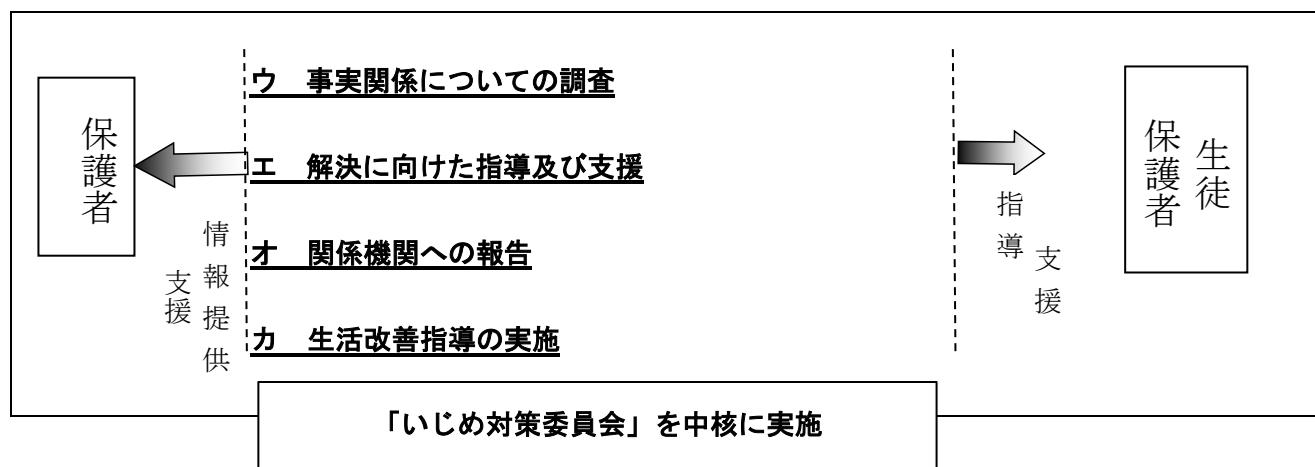
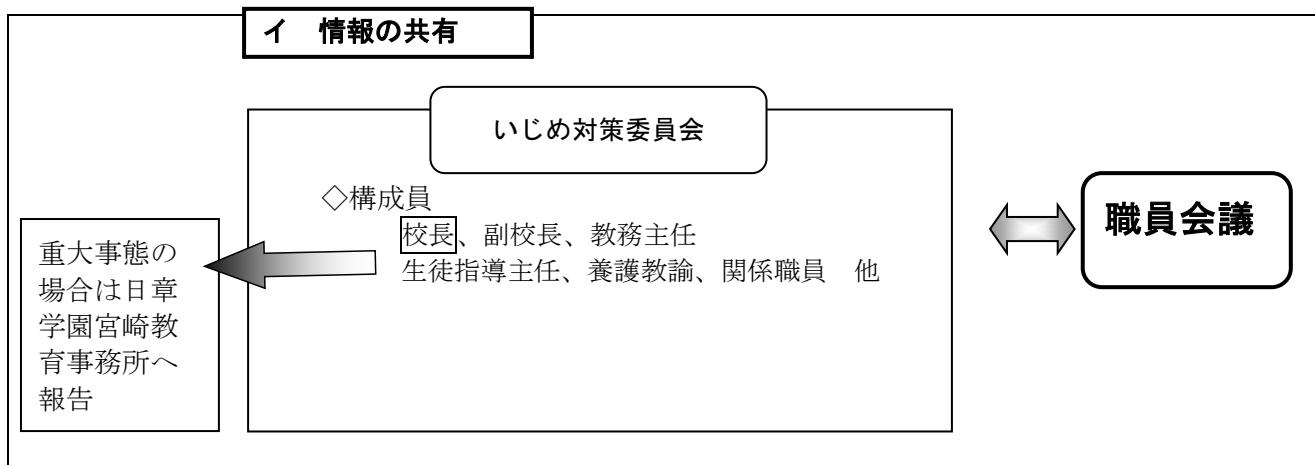
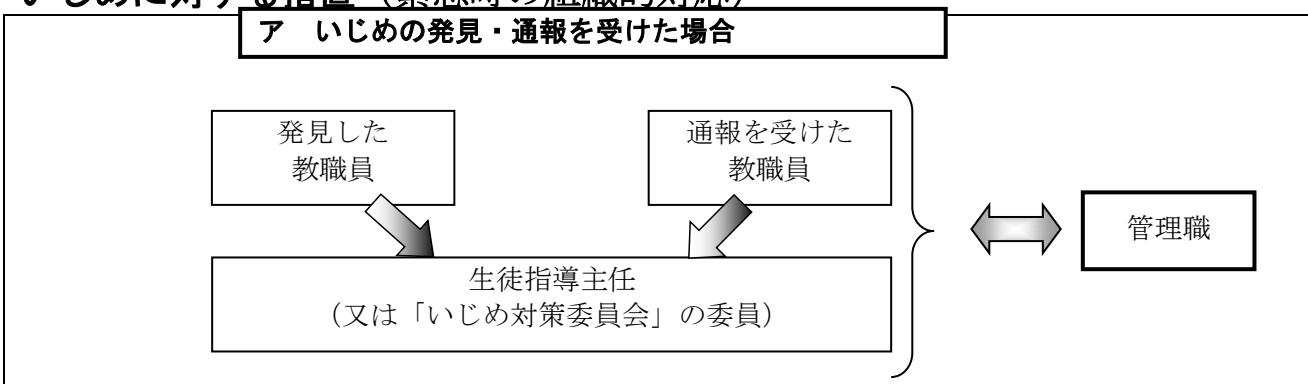
2 家庭でのサイン

家庭でも多くのサインを出している。生徒の動向を振り返り、確認することでサインを発見しやすい。以下のサインが見られたら、学校との連携が図れるよう保護者に伝えておくことが大切である。

サイン	
	<p>いらいらしたり、言動が激しくなったりする。 学校や友人のことを話さなくなる。 友人やクラスの不平・不満を口にするが多くなる。 朝、起きてこなかつたり、学校に行きたくないと言つたりする。 電話に出たがらなかつたり、友人からの誘いを断つたりする。 受信したメールをこそこそ見たり、電話におびえたりする。 不審な電話やメールがある。 遊ぶ友達が急に変わる。 部屋に閉じこもつたり、家から出なかつたりする。 表情がさえず、時折涙を流す。 転校したい、生まれ変わりたいという言葉が聞かれる。 理由のはっきりしない衣服の汚れがある。 理由のはっきりしない打撲や擦り傷がある。 登校時刻になると体調不良を訴える。(頻尿や腹痛、下痢、原因不明の熱等) 食欲不振・不眠を訴える。</p> <p>学習時間が減る。 成績が下がる。</p> <p>持ち物がなくなったり、壊されたり、落書きされたりする。 自転車がよくパンクする。 家庭の品物、金銭がなくなる。 大きな額の金銭を欲しがる。</p>

◆資料⑤ 〈いじめに対する措置〉

いじめに対する措置（緊急時の組織的対応）



参考資料1

校内生活改善アンケート（月）

（ ）年 氏名（ ）

このアンケートは、日章学園中学校のみなさんの生活をよりよくするためのものです。
記入された秘密は厳守しますので、正直に記入してください。よろしくお願ひします。

1. 今、何か困っていることや悩んでいることはありますか？（ はい いいえ ）

2. 1で「はい」に○を付けた人は、その内容について、当てはまる全てに○を付けてください。

ア. 友人関係のこと イ. 部活動のこと ウ. クラスのこと

エ. 勉強のこと オ. 家族のこと

カ. その他（ ）

3. 2で答えた項目について詳しく書くことができる人は記入してください。

4. あなたは最近、いじめや嫌がらせを受けたことがありますか？（ はい いいえ ）

5. あなたの周りで、最近、いじめや嫌がらせを受けている人はいますか？（ はい いいえ ）

6. 4・5で「はい」に○を付けた人は、その内容を詳しく記入してください。

7. あなたのクラスや部活動、または、学校全体を振り返ってみましょう。

あなた自身やあなたの周りで気になることや良いことがあれば教えてください。

8. よりよい日章学園中学校を目指すために、何が必要だと考えますか？

あなたの率直な意見を聞かせてください。

参考資料2

いじめられた生徒とその保護者への支援

＜いじめられた生徒への支援＞

いじめられた生徒の苦痛を共感的に理解し、心配や不安を取り除くとともに全力で守り抜くという「いじめられた生徒の立場」で、継続的に支援していきます。

- 安全・安心を確保します。
- 心のケアを図ります。
- 今後の対策について、ともに考えます。
- 活動の場等を設定し、認め、励みます。
- 温かい人間関係をつくります。

＜いじめられた生徒の保護者への支援＞

いじめ事案が発生したら、複数の教職員で対応し、学校は全力を尽くすという意志を伝え、少しでも安心感を与えられるようにします。

- じっくりと話を聞きます。
- 苦痛に対して本気になって精一杯の理解を示します。
- 親子のコミュニケーションを大切にするなどの協力を求めます。

いじめた生徒への指導又はその保護者への支援

＜いじめた生徒への指導＞

いじめは決して許されないという毅然とした態度で、いじめた生徒の内面を理解し、他人の痛みを知ることができるように指導を根気強く行います。

- いじめの事実を確認します。
- いじめの背景や要因の理解に努めます。
- いじめられた生徒の苦痛に気付かせます。
- 今後の生き方を考えさせます。
- 必要がある場合は適切に懲戒を行います。

＜いじめた生徒の保護者への支援＞

事実を把握したら速やかに面談し、丁寧に説明します。

- 生徒や保護者の心情に配慮します。
- いじめた生徒の成長につながるように教職員として努力していくこと、そのためには保護者の協力が必要であることを伝えます。
- 何か気付いたことがあれば報告してもらいます。

＜保護者同士が対立する場合などへの支援＞

教職員が間に入って関係調整が必要となる場合には中立、公平性を大切に対応します。

- 双方の和解を急がず、相手や学校に対する不信等の思いを丁寧に聞き、寄り添う態度で臨みます。
- 管理職が率先して対応することが有効な手段となることもあります。
- 宮崎教育事務所や関係機関と連携し解決を目指します。

いじめが起きた集団への働きかけ

被害・加害生徒だけでなく、おもしろがって見ていたり、見て見ぬふりをしたり、止めようとしなかったりする集団に対しても、自分たちで、いじめの問題を解決する力を育成していきます。

- 勇気を持って「いじめはダメ」と言えるような生徒の育成に努めます。
- 望ましい人間関係づくりに努めます。
- 自己有用感が味わえる集団づくりに努めます。